

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

中国における鳥インフルエンザ(H7N9亜型)の発生について  
(野鳥の監視の適切な実施依頼)

野生生物行政の推進については、日頃より格段のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、中国において、H7N9亜型のインフルエンザウイルスの人への感染・死亡事例が継続して確認されており、中国農業省は、市場で販売されていたハト、ニワトリ、ウズラ等から、H7N9亜型のウイルスを検出したと発表しました。本件については、いまだ人への感染経路が不明であり、調査が進められているところですが、現在のところ、野鳥での検出は報告されていません。

当該ウイルスは、遺伝子解析から鳥類には低病原性であると報告されています。当該ウイルスの中国の野鳥での保有状況については、現在のところ不明ですが、一般に鳥インフルエンザウイルスを保有するといわれるカモ類は、今の時期、中国から日本に渡ってくる可能性は低いと考えられます。

つきましては、現時点では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(平成23年9月改訂、以下「対応技術マニュアル」)に基づく通常時の対応レベルでのサーベイランスを実施することとし、都道府県におかれては、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

なお、野鳥との接し方について、対応技術マニュアル(79ページ)等を参考に、普及啓発を行っていただくなど、通常通りの冷静な対応を促すよう、お願いいたします。

(参考) 今シーズン(平成24年10月～平成25年4月現在)の検査状況

死亡野鳥(4月5日現在294検体)及び糞便(2月末現在10,074個)の検査を実施し、糞便から計26株の低病原性及びその他の鳥インフルエンザウイルスを検出していますが、H7N9亜型のウイルスは検出されていません。

担当:野生生物課鳥獣保護業務室 山本、根上、千葉

電話 03(5521)8285